安中市公共施設予約システム利用基準（案）

1.　趣旨

この基準では、安中市が管理する公共施設について、安中市公共施設予約システム（以下「システム」という。）により利用者登録、利用申請、予約状況の確認、その他の手続を行う場合における利用者が遵守すべき事項、手順、市及び施設管理者の運用の方法を定めるものとする。

なお、施設の利用については、市の条例、規則その他の関係規程及び各施設が定める利用上の注意事項を併せて適用する。

2.　対象施設

システムにより手続きを行うことができる施設は、次のとおりとする。

- 体育施設

  安中しんくみスポーツセンター
  安中体育館
  原市体育館
  米山体育館
  中央体育館
  後閑体育館
  上後閑体育館
  松井田体育館
  西横野体育館
  細野体育館
  臼井体育館
  坂本体育館
  すみれヶ丘公園野球場
  ひさよし緑地グラウンド
  郷原緑地公園
  さとのはらグラウンド
  東横野グラウンド
  碓東緑地グラウンド
  板鼻スポーツ広場
  秋間みのりが丘北側広場
  五料運動場
  坂本スポーツ広場
  西横野多目的広場
  西横野少年野球場

人見広場
小日向スポーツ広場
細野スポーツ広場
原市テニスコート
ふるや広場
琴平グラウンドゴルフ場
安中市総合運動公園

- 生涯学習施設

学習の森ふるさと学習館
学習の森生涯学習施設

- 火葬場、聖苑（すみれヶ丘聖苑）

火葬炉
待合室
式場

- その他、上記に附属する施設及び設備

なお、施設の利用停止、施設情報の変更その他の事情により、対象施設、予約可能な設備又は予約方法を変更することがある。

3. 利用者登録

（1）登録の申請

システムを利用して予約申込みを行おうとする者は、あらかじめ利用者登録を行わなければならない。

利用者登録は、システムを通して申請し、施設管理者が申請内容を確認の上、承認をすることにより行う。

申請者は、氏名又は団体名、住所、連絡先その他の必要事項を正確に登録しなければならない。団体として登録する場合は、代表者及び予約手続を担当する者の情報を登録するものとする。

登録内容に不備がある場合、条例及び規則による確認が必要な場合又はその他の施設管理者が必要と認める場合は、承認に時間を要すること又は審査の結果、申請を否認することがある。

なお、承認に際して登録内容の確認のため、運転免許証その他本人であることを確認できる書類及び団体に関連する情報を確認できる書類等の提示を求めることがある。

（2）利用者登録の区分

利用者登録における利用者居住地の区分は、次のとおりとする。

ア 安中市民

市内に居住する者及び市内に通勤、通学をしている者。団体においては、施設を利用する者がこれに該当する場合。

イ 安中市民以外

上記アに該当しない場合。

（3）登録内容の変更

利用者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにシステム上の登録情報を変更するものとする。

（4）利用者 ID 及びパスワードの管理

利用者 ID 及びパスワードは、利用者本人又は団体代表者の責任において適切に管理するものとする。利用者 ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤その他利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、市又は施設管理者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市及び施設管理者は責任を負わない。

（5）第三者利用の禁止

利用者は、利用者 ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与等により不正に使用させてはならない。

上記が守られない場合は、施設管理者により当該利用者の利用停止その他の措置をとる場合がある。

4. 抽選申込み（当面の間、実施しません。）

本システム上において、抽選を実施する場合は、システムトップページにおいてその旨を告知する。その際は、システムから送信される電子メール及びシステムに付属する機能により、結果を通知する。

5. 予約

予約の手続は原則として、予約申請、予約承認、利用料の支払い及び利用許可の順に行う。市の主催によるもの、特別な催し、変則的な利用形態をとるもの、その他施設管理者が必要と認めるもの及び例外的な利用に際しては、施設管理者が利用者を代行して予約を行う場合がある。

（1）予約申請

予約申請は、原則としてシステム上において行うものとする。なお、システムへの申請の送信又は受付完了の表示のみをもって、予約が完了したものとはみなさない。

（2）予約承認

施設管理者は、予約申請について、条例、規則、施設利用規約等との整合、申請不備の有無等を確認し、適合すると認める場合に、予約を承認する。なお、予約承認は、申請された日時等の予約枠を確保したことを示すものであり、各施設の条例、規則等に基づく利用許可とは区別

する。
　施設管理者は、承認にあたり、必要に応じて利用者に対し、電子メール、電話等により施設管理者から申請内容等に関する確認及び申請内容の補正を行う場合がある。
　利用条件に適合しない場合又は必要な確認ができない場合は、理由を示して予約を否認することがある。
　また、承認後であっても申請内容に虚偽がある場合、各施設が条例、規則等で定める利用条件に適合しない場合、社会通念上不適切とみられる場合等、施設が必要と認める場合には承認を取り消す場合がある。
（3）申請結果等の通知・確認
　予約の受付、承認、不承認、その他の手続状況は、システム上の通知、電子メール等により案内する。

6.　利用料の支払い
（1）支払方法
　利用料の支払いは、施設ごとの窓口において行う。
　なお、利用料減免の適用を受けようとする場合は、予約申請時にその旨及び減免事由を併せて申請する。
（2）支払期限
　利用料は、施設の利用開始時までに支払うものとする。
（3）支払いが確認できない場合
　支払期限までに利用料の支払いが確認できない場合、施設管理者は予約を取り消すことができるものとする。また、各施設の条例、規則等の定めにより罰則を適用することがある。

7.　利用許可
　利用料の支払い後、利用者はシステム上において利用許可を確認することができる。なお、許可書の発行、利用時の許可書の確認の方法については、各施設の定めるところによる。

8.　予約の変更及びキャンセル
（1）利用者による変更及びキャンセル
　利用者が予約内容を変更し、又は予約をキャンセルしようとする場合は、システム又は各施設においてそれぞれ指定する方法により当該手続を行うものとする。
　利用者による変更及びキャンセルが可能な期間、入金後のキャンセルの可否、利用料の還付条件、その他取扱いに係る事項は、各施設について定める条例、規則等の例による。
（2）施設管理者による予約の取消し及び利用の中止
　申請内容に虚偽がある場合、各施設の利用条件に適合しない場合、災害、施設の故障その他の事情により施設の利用が困難となった場合、その他各施設の条例、規則等に基づき必要な

場合は、予約の取消し、利用許可の取消し又は利用の中止を行うことがある。
　この場合の納付済みの利用料の取扱いは、各施設の条例、規則等の規定による。

9.　利用者登録の停止及び抹消

　市又は施設管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合において、当該利用者のアカウントを停止し、又は抹消することができるものとする。

（1）登録内容に重大な誤り又は虚偽があるとき。
（2）利用者 ID 若しくはパスワードを第三者に不正に使用させたとき。
（3）施設の利用条件、利用上の注意事項又は関係する条例・規則等に違反したとき。
（4）無断キャンセルを繰り返す行為、利用する意思のない予約を大量に行う行為、その他予約の適正な管理を妨げる行為をしたとき。
（5）利用料又は取消料その他の支払い義務のある料金について、支払期限を過ぎても支払わず、施設管理者からの確認又は支払いの求めに応じないとき。
（6）他の利用者、施設職員又は第三者等に対する迷惑行為、脅迫、暴力、暴言、施設の安全又は正常な管理運営を妨げる行為をしたとき。
（7）上記に掲げるもののほか、システム又は施設の安全及び適正な利用を害する行為をしたとき。

10. 利用基準の変更

　市は、関係例規の改正、システムの機能変更、対象施設に係る変更、その他必要な事情がある場合に、この基準を変更することがある。

令和 8 年 12 月 14 日　施行